

指宿港海岸等における賑わい創出に向けた基本構想策定業務委託 公募型提案審査随意契約（プロポーザル）募集要項

1 業務の目的

本市においては、平成 26 年度に防災事業として採択された国直轄の指宿港海岸整備事業では、再生される砂浜と緑地空間の利活用の検討が急務となっております。また、その背後地域には本市の基幹産業である観光産業の核となる「砂むし温泉」や旅館、ホテル、JR 指宿駅等も隣接しており、この点在する観光拠点を周遊させる事についての検討も喫緊の課題です。これらの解決にむけ、将来的な海岸地域から背後地の市街地及び指宿駅周辺を含めたエリア全体のまちづくりの方向性を明確化し、官民連携を踏まえた緑地整備等を主な対象とした基本構想の策定を行います。

受託者の選定にあたっては、本業務に対する考え方や提案力、本業務に関する全体的なコンサルティング力、類似団体等の実績、提案される企画の特性や実現性、本業務に臨む体制等を公平・公正に評価したうえで、事業者を選定する必要があるため、金額のみで判断する方法をとらず、公募型提案審査随意契約（プロポーザル）の方法により決定することとします。

2 業務の概要

件名

指宿港海岸等における賑わい創出に向けた基本構想策定業務委託

業務内容

本業務は、指宿港海岸保全施設整備事業における将来的な海浜空間とその背後地の市街地及び指宿駅周辺を含めたエリア全体のまちづくりの方向性を明確化し、当該地域における全体構想と官民連携を踏まえた緑地等の整備方針を主な対象とした基本構想を策定する。

策定にあたっては、地域プラットフォームやシンポジウムの開催等を行い市民の機運醸成を図り、市民からの提案も加味したものとする。官民連携についても検討し基本構想に反映させるものとする。詳細は、別紙 2 『指宿港海岸の官民連携による魅力ある緑地空間形成のための基本構想並びに背後地域の一体的な「まちづくり」に向けた基本構想策定業務【企画提案書作成要領】』を参照してください。

業務期間

契約締結日から 平成 32 年 3 月 19 日（木）まで

〔元号を定める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行日前のため平成を使用〕

提案上限金額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

上限金額を超えた場合は失格とします。

3 参加資格要件

参加する場合は次に掲げる要件を全て満たすこととします。

- (1) 地方自治法施行令 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 管理技術者は、技術士（建設部門）又は一級建築士有する者であること。

- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 企画提案書一式提出期限時点において、指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申し立てがなされた者でないこと。
- (7) 参加をしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条及び指宿市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

4 スケジュール

内 容	日 時
公募開始日	平成 31 年 4 月 18 日（木）
参加表明に対する質問の受付期限	平成 31 年 5 月 8 日（水）午後 4 時必着
参加表明に対する最終質問回答日	平成 31 年 5 月 10 日（金）
参加表明に関する書類提出期限	平成 31 年 5 月 15 日（水）午後 4 時必着
企画提案に対する質問の受付期限	平成 31 年 5 月 22 日（水）午後 4 時必着
企画提案に対する質問の最終回答日	平成 31 年 5 月 24 日（金）
企画提案書一式提出期限	平成 31 年 5 月 30 日（木）午後 4 時必着
審査委員会	平成 31 年 6 月中旬
優先交渉権者の決定	平成 31 年 6 月中旬
審査結果の通知	平成 31 年 6 月下旬
優先交渉権者との協議	平成 31 年 6 月下旬
契約締結	平成 31 年 7 月上旬
業務完了期限	平成 32 年 3 月 1 9 日（木）

5 提出書類と提出方法・提出期限

提出書類と提出期限

(ア) 「平成 30・31 年度指宿市競争入札参加資格者名簿」に登録のある業者

	書類	部数	様式	提出期限
	参加表明書	1 部	様式第 1 号	平成 31 年 5 月 15 日(水) 午後 4 時必着
	誓約書	1 部	様式第 2 号	
	募集要項及び仕様書に関する 質問書	1 部	様式第 3 号	
	会社概要	1 部	様式第 4 号	
	資格の写し	1 部	様式不問	
	企画提案書	10 部	様式不問	平成 31 年 5 月 30 日(木) 午後 4 時必着
	業務遂行体制図	10 部	様式第 5 号	
	類似事業実績	10 部	様式不問	
	見積書	10 部	様式不問	

(イ) 「平成 30・31 年度指宿市競争入札参加資格者名簿」に登録のない業者

該当する参加者は、前項の書類に加えて次の書類も併せて提出してください。会社設立1年未満の場合で、次の書類を提出できない時は、その旨を記載した理由書を提出してください(様式不問)。なお、次の書類は、全て、平成31年5月15日(水)午後4時までに提出してください。

	書類	部数	注意点
	登記簿謄本(写し可)	1部	3カ月以内に発行された最新のものを提出すること。 個人の場合は代表者身分証明書の写しで可。
	市町村税等に関する納税証明書(写し可)	1部	支店等で申請する場合は、本店等分及び支店等分の双方を提出すること。 市町村税等とは、市町村税全般(市民税、固定資産税、軽自動車税等)東京都の特別税区にあたっては都税となる。 「市町村税に滞納がない」旨を記載した証明書が発行できない場合は、直前2年度決算分に係る納税証明書を提出すること。
	消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)	1部	納税者のみ提出すること。 課税事業者は、3カ月以内に発行された最新のものを提出すること。 法人の場合は、「その3」または「その3の3」、個人の場合は「その3」または「その3の2」。
	財務諸表または確定申告書の写し	1部	法人の場合は、財務諸表の写し、個人の場合は確定申告書の写しとする。 最新のものを提出すること。
	暴力団排除に関する誓約書	1部	様式第7号を提出すること。

* 提出様式については、指宿市公式ホームページにてデータが取得可能です。

提出方法

本業務の受託を希望する者は、事前に電話連絡を行い、必要書類を郵送(受付期間内必着)又は持参により提出してください。

提出先

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地

指宿市役所建設部都市・海岸整備課(指宿庁舎本庁西側 別棟1階)

電話: 0993-22-2111 内線 366

6 募集要項及び企画提案書作成要領に対する質問

募集要項等に対して質問がある場合は、次の方法により問い合わせてください。

質問を行える者は、参加表明書を提出した者に限りますので、質問を行う場合は、必ず事前に電話連絡を行い、参加表明に関する書類を提出してください。

提出方法

質問書は様式第3号により、電子メール又はFAXで問い合わせてください。なお、メール及びFAX送信後は、電話にて受信の確認を取ることとします。なお、参加表明書及び誓約書は前項のとおり提出してください。

提出期限

平成31年5月22日(水)午後4時必着

提出先

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地
指宿市役所建設部都市・海岸整備課(指宿庁舎本庁西側別棟1階)
電話:0993-22-2111(内線366), Fax:0993-22-2160
E-mail:toshi@city.ibusuki.jp

7 参加意志表明後の辞退

参加表明書提出後に、参加の辞退を希望する場合は、事前に電話連絡を行い、辞退届(様式第6号)を郵送又は持参により提出してください。

提出期限

平成31年5月22日(水)午後4時必着

提出先

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地
指宿市役所建設部都市・海岸整備課(指宿庁舎本庁西側別棟1階)
電話:0993-22-2111(内線366)

8 企画提案書の作成要領

企画提案書

企画提案書は、原則、【企画提案書作成要領】を基に、それぞれ提案をしてください。提案は各社1提案のみとします。

なお、企画提案書一式(企画提案書、業務遂行体制図、類似事業実績、見積書)は原則A4版(A3は折り込み可)両面印刷とし、下段中央にページ番号をふり、ラベリングした後、チューブファイル等を活用し綴じてください。

見積書作成要領(様式不問)

本業務に係る見積額を提示してください。企画提案書の内容に基づき、積算内訳書は詳細に記載してください。金額の記載については、見積金額の108分の100の金額(いわゆる税抜き価格)を記載してください。

9 選定の方法

概要

事業者から提出された提案内容について、本市職員及び関係機関で構成する審査委員会を開催し、公正・公平な審査により優先交渉権者及び次点の者を決定します。審査委員会は非公開とし、審査内容及び審査委員に関する情報は一切公表せず、決定した内容についての不服・異議申し立ては一切認めません。

審査方法

審査方法は一次審査の書類審査と二次審査のヒアリングによる審査とする。優先交渉権者の決定については、一次審査と二次審査との得点の総和が最も高かった者を優先交渉権者、第2位を次順位交渉権者とします。

一次審査

一次審査通過の企画提案は、書類審査項目による評価を行い、得点の上位者である3件程度とします。

一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知します。

応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略します。この場合は、提出者全員に別途連絡します。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定します。

二次審査

一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施します。

出席者は総括責任者を含む最大3名までとします。

ヒアリングは1社(者)約20分(準備2分、説明10分、質疑8分を想定し、順次個別に行いいます。(一次審査の通過数により、1社(者)あたりのヒアリング時間は変わる可能性があります。)

ヒアリングの詳細については、別途通知します。

ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知します。

尚、技術提案書の内容、ヒアリングの評価項目の判断基準は以下のとおりとします。

< 審査評価点 >

評価の目安	5点満点	10点満点	15点満点	20点満点
優れている	5	10	15	20
やや優れている	4	7	11	15
普通	3	5	7	10
やや劣っている	2	3	4	5
劣っている	1	1	1	1

< 一次審査項目 >

審査	項目	審査の視点	審査の内容	配点
一次審査 (書類)	事業者 ・ 技術者 (35点)	企業の実績	本業務を実施するための能力(実績)を有しているか。	15
		専門的な知識	管理技術者の資格について評価する(技術士(建設部門)又は一級建築士)。	10
		管理技術者及び主担当技術者の実績	本業務配置技術者が本業務を実施するための能力(実績)を有しているか。	10
	技術力 (60点)	募集要項・仕様書との合致	市が示した募集要項等を十分理解し、本業務の目的と合致した提案がなされているか。	10
		具体的な手法・手順等の提案	効率的で独創性のある業務手順や手法の提案があり、具体的で簡潔かつ明瞭に説明されているか。また、市民の声を反映させるための手法が提示されているか。	20
		提案の実現性	無理のない内容で、実現性のあるものとなっているか。	5
		作業工程の適切性	作業スケジュールは適切か。	5
		業務遂行体制の適切性	業務を確実に遂行するための適切な遂行体制が構築されているか。	5
		協議、講演等の工夫	講演や関係機関等との協議等に工夫を凝らした提案となっているか。	10
	見積書 (5点)	見積金額	上記に属さないもの	その他上記に属さない、業務達成のための、独創性のある提案がなされているか。
見積金額			見積金額は、企画提案されている内容に見合う金額となっているか。	5
合計				100

< 二次審査項目 >

審査	項目	審査の視点	審査の内容	配点
二次審査 (ヒアリング)	技術力 (50点)	説明力	技術提案書に対する説明が丁寧且つ具体的である	20
		的確性	質疑に対する回答が的確である	10
		意欲	業務に対する取り組み意欲を感じられる	10
		対応力	真摯且つ誠実な対応である	10
合計				50

優先交渉権者の決定

市は、審査委員会の審査結果に基づき、優先交渉権者と次順位交渉権者を決定し、各提案者あてに書面により結果の通知を行います。なお、審査内容や結果に対する質問や異議については、一切受け付けません。

優先交渉権者との協議

市は、優先交渉権者と、提出された提案書をもとに具体的な条件等の合意に向けた協議を行います。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や優先交渉権者が失格要件に該当した場合には、市は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとします。

契約締結

市と優先交渉権者は、提出された提案書をもとに、本業務委託に関する具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行います。

失格要件

次の事項に該当していることが判明した場合、その時点で市は当該提案者を失格とします。なお、審査項目のいずれかの項目において、著しく劣り「不適」と判断された提案は、総合点の如何にかかわらず、失格とする場合があります。

提出期限を経過して提出された場合

募集要項に定める事項に違反した場合

提出書類に不備，又は明らかに虚偽の記載があった場合

審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

その他，本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

(7) 審査スケジュール

一次審査（書類審査） 平成 31 年 6 月 5 日（水）

二次審査（ヒアリング） 平成 31 年 6 月 11 日（火）

* 上記スケジュールは変更となる場合があります。

10 その他

(1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とし、提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。

(2) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を指宿市が利用することを許諾することとする。（複製を含む。）

(3) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

- (4) 優先交渉権者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を指宿市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (5) 指宿市が提供した資料は、指宿市の了解なく公表、使用することができない。本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は指宿市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。
- (6) 本要項に定めのない事項については、事務局及び審査委員会等において協議し、決定するものとします。

11 問い合わせ先・提出先

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地

指宿市役所建設部都市・海岸整備課(指宿庁舎本庁西側 別棟 1階)

電話：0993-22-2111 (内線 366), Fax：0993-22-2160

E-mail：toshi@city.ibusuki.jp